

平成十九年十月十九日受領
答弁第一〇二号

内閣衆質一六八第一〇二号

平成十九年十月十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国連総会における「先住民族宣言」の採択に関する第三回質問に対する答
弁書

一について

平成八年四月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書の1(4)において、明治以降、我が国が「北海道開拓」を進める中で、アイヌの人々の伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労が制限、禁止され、また、アイヌ語の使用を始め伝統的な生活慣行の保持が制限され、アイヌの人々の社会や文化が受けた打撃は決定的なものとなり、貧窮を余儀なくされたこと等が指摘されており、このような事実関係については、政府としても同様に考えている。

二について

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう「先住民族」の定義については、先の答弁書（平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第二四号）四について述べたような状況にあることから、諸外国においてどの民族が「先住民族」に該当するのかについて、お答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の「白老町アイヌ施策基本方針」に関する報道については承知しているが、地方公共団体の個別
具体の施策について見解を述べることは差し控えたい。

五について

先の答弁書（平成十九年九月二十五日内閣衆質一六八第二四号）四について並びに六及び七についてで
述べたとおりである。